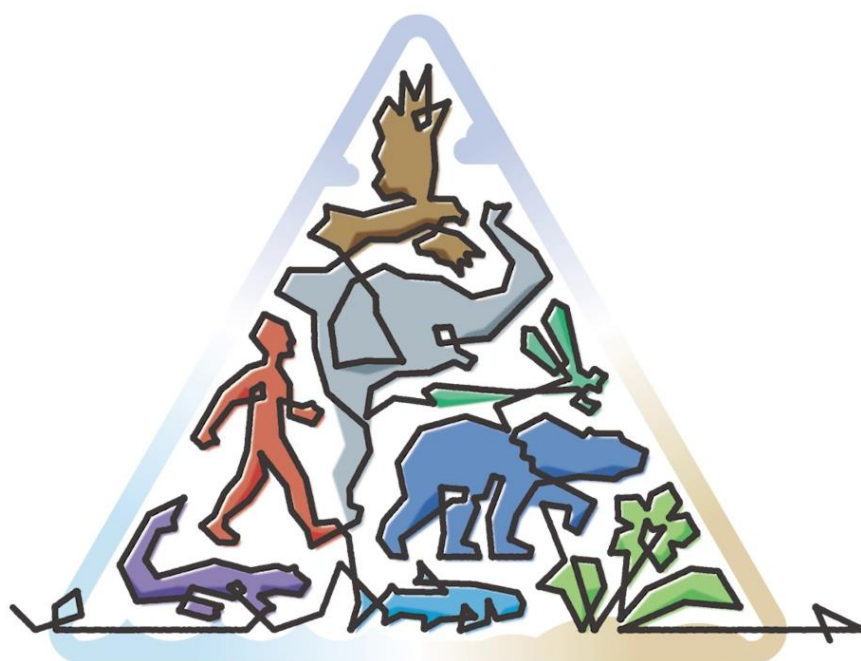


札幌市動物園条例

逐条解説



自然と人がともにある未来を目指して

札幌市動物園条例 since2022

2024年3月

■ 目次

1	条例の概要	1
2	条例の構成	2
3	条文	3
4	逐条解説	8
	条例名	8
	条例の適用範囲	8
	前文	9
	第1章 総則	
	第1条 目的	10
	第2条 定義	12
	（1）生物多様性	12
	（2）野生動物	12
	（3）動物園	13
	（4）動物福祉	13
	（5）生息域内保全	15
	（6）生息域外保全	15
	（7）累代飼育	16
	第3条 基本理念	17
	第4条 市の責務	18
	第5条 市民の責務	18
	第6条 事業者の責務	19
	第2章 動物園	
	第7条 保全活動	20
	第8条 良好な動物福祉の確保	25
	第9条 活動情報の公表	27
	第3章 認定動物園	
	第10条 認定動物園	28
	第4章 円山動物園	
	第11条 運営方針及び実施計画の策定	29
	第12条 円山動物園における良好な動物福祉の確保	30
	第13条 円山動物園動物福祉の日	31
	第14条 動物の展示及び教育活動における原則	31
	第15条 施設の整備及び管理	35
	第16条 危機管理	35

第17条 連携	36
第18条 専門的知識を有する職員の確保等	36
第19条 公表等	37
第5章 動物園応援基金	
第20条 寄附文化の醸成	38
第21条 動物園応援基金	38
第22条 助成	39
第6章 市民動物園会議	
第23条 市民動物園会議	40
第7章 雑則	
第24条 委任	44
附則	45

本書における法律表記の凡例（日本における正式名称の五十音順）

生物多様性条約 …… 生物の多様性に関する条約（1993年12月29日国内効力発生）

生物多様性基本法 …… 生物多様性基本法（2008年法律第58号）

ワシントン条約 …… 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
（1980年11月4日国内効力発生）

種の保存法 …… 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
（1992年法律第75号）

鳥獣保護管理法 …… 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
（2002年法律第88号）

動物愛護管理法 …… 動物の愛護及び管理に関する法律（1973年法律第105号）

I 条例の概要

札幌市動物園条例（以下「この条例」といいます。）は、札幌市内の動物園や水族館（以下「動物園」といいます。）の運営が野生動物の保全に貢献するものとなり、市民、事業者とともに「自然と人が共生できる持続可能な社会」の実現につなげていくために制定されました。

日本の法律には、動物園の設置目的や実施すべき事業を定めたものがなく、動物園がどのような施設であるかの定義もありません。このように法的位置づけが不安定な中、生物多様性が急速に失われている現代において、動物園には生物多様性の保全への貢献が求められています。

これらを背景に、今まで以上に野生動物の保全や環境教育などに取り組み、動物園が社会的な役割を果たしていくため、この条例では、動物園の定義や運営に関する基本理念、市、市民、事業者の責務等を明確にし、併せて市有施設である円山動物園の基本的な取組について定めています。

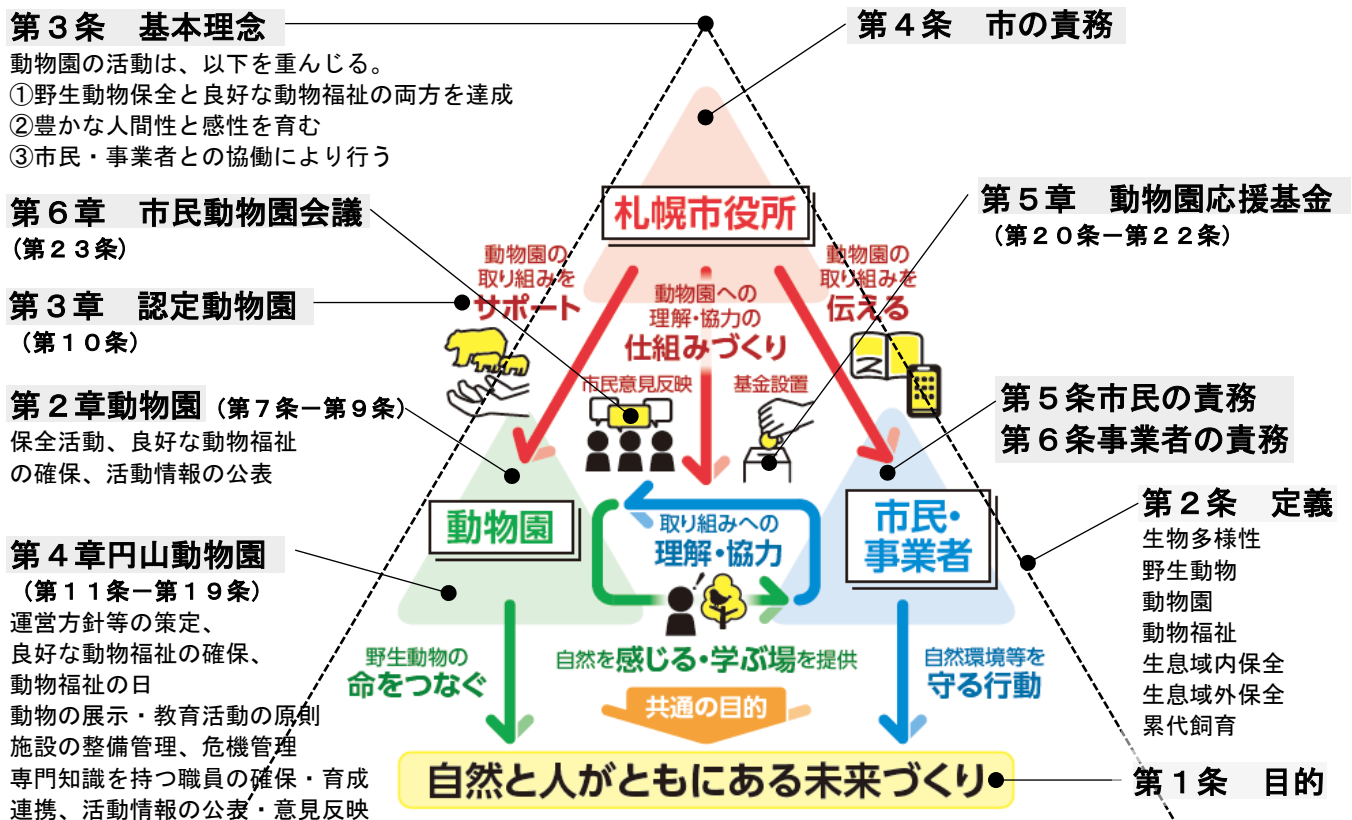
この条例の制定により、市は、条例に定められた動物園の活動を推進するために、条例の普及啓発のほか、第 10 条に定める札幌市認定動物園を動物園からの申請に基づき認定し、その認定動物園が行う保全活動に対し、基金を活用した資金的支援や知識技術向上の支援を行います。また、これらの条例に基づく動物園に係る施策について、札幌市の附属機関である「市民動物園会議」において専門的かつ客観的に審議して、動物園の活動を促進していきます。

こうして、動物園の活動への理解が深まる中で、動物園が市民、事業者から共感・賛同を得ながら取組水準を高めていき、動物園、市、市民、事業者の協働によって「野生動物の保全」を通じた「生物多様性の保全」に貢献していくことを目指します。

2 条例の構成

札幌市動物園条例

前文	-----	動物園の社会的役割、法的な位置づけの現状と課題 条例の制定目的
第1章 総則	-----	目的、定義、基本理念、市・市民・事業者の責務
第2章 動物園	-----	保全活動、良好な動物福祉の確保、活動情報の公表
第3章 認定動物園	-----	認定動物園
第4章 円山動物園	-----	運営方針・実施計画の策定、良好な動物福祉、 動物福祉の日、動物の展示・教育活動の原則、 施設の整備・管理、危機管理、連携、 専門的知識を有する職員の確保・育成、公表等
第5章 動物園応援基金	-----	寄附文化の醸成、基金の設置、助成
第6章 市民動物園会議	-----	設置目的・事務、委員数・任期、臨時委員、部会設置、 庶務など
第7章 雑則	-----	委任（施行に必要な事項は市長が定めること）



3 条文

札幌市動物園条例

令和4年6月6日条例第30号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 動物園（第7条—第9条）

第3章 認定動物園（第10条）

第4章 円山動物園（第11条—第19条）

第5章 動物園応援基金（第20条—第22条）

第6章 市民動物園会議（第23条）

第7章 雑則（第24条）

附則

我が国の動物園は、これまで、地球上の様々な動物を飼育展示し、繁殖に取り組むとともに、調査研究から得られた野生動物の生態等の情報を、動物の展示や教育活動等を通して市民に伝え広めてきました。市民は、命ある野生動物を観（み）ることで生き物や自然の不思議さを感じ、知的好奇心を高める憩いの場として動物園に親しんできました。

一方、現在地球上では、生物多様性が急速に失われ、絶滅の危機に瀕（ひん）している野生動物がいる中、動物園が生物多様性の保全に果たす役割はますます重要になっています。

あわせて、動物の飼育に当たっては、飼育動物の欲求を満たし、その動物にとって幸せな暮らしをつくっていくという考え方が近年世界的に広がっており、動物園には、野生動物を将来にわたり守っていくことを考えながら、科学的知見に基づいた飼育管理や適切な獣医療を実践することが求められています。

札幌市では、1951年に子どもたちの学びの場や市民の憩いの場を提供するために円山動物園を設置し、多くの市民に親しまれてきましたが、過去には良好な動物福祉の確保に対する取組が不十分であったことにより尊い命を失う事故を起こしてしまいました。このため、札幌市では、この反省の下、円山動物園の飼育管理体制や長期的な運営方針を見直し、良好な動物福祉の確保と生物多様性の保全に重きを置いて取り組んできたところです。

しかしながら、動物園が生物多様性の保全の役

割を持っているという認識が社会全体に十分に広まっているとはいえ、また、現行法令では動物園がその社会的役割を果たすための取組が明確には示されていません。これらのことが、円山動物園を含む動物園のあり方を不安定なものとしており、動物園の持続可能な運営のためには、この状況を変えていくことが重要な課題となっています。

そこで私たちは、動物園の生物多様性の保全における役割と良好な動物福祉の確保に対する責務を明らかにし、さまざまな協働を通じて動物園の活動を真に野生動物の保全へとつなげる仕組みを構築して、将来世代にわたり野生動物が存続できる自然と人が共生する社会をつくり育てていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物園が野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園の活動に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、動物園に関する施策等について定めることにより、現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生物多様性 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。
- (2) 野生動物 家畜化されておらず、かつ自然環境下において生息する動物をいう（当該動物を動物園において飼育し、又は繁殖したものを含む。）。
- (3) 動物園 動物園、水族館、昆虫館その他いかなる名称であるかを問わず、生物多様性の保全に寄与することを目的として、野生動物を主と

した飼育及び展示を行うほか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組並びに野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいう。

- (4) 動物福祉 動物が置かれた環境に起因する動物の身体的状態及び心理的状态をいう。
- (5) 生息域内保全 生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、及び回復することをいう。
- (6) 生息域外保全 主に生息域内保全を補完するため、生物多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。
- (7) 累代飼育 動物を3世代以上にわたり安定的に繁殖させることにより、飼育下にある動物の個体群を維持することをいう。

(基本理念)

第3条 動物園の活動は、その動物園において飼育する動物（以下「飼育動物」という。）の良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて、生物多様性の保全に寄与することを旨として行われなければならない。

2 動物園の活動は、野生動物とそれを取り巻く環境が生態系の重要な構成要素であることを認識する機会を提供し、もって豊かな人間性と感性が育まれることを旨として行われなければならない。

3 動物園の活動を行うに当たっては、市民及び事業者との協働により取り組まれるよう努めなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、動物園における生物多様性の保全に関する取組を推進するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、生物多様性の保全の重要性を認識し、その日常生活に関し、生物多様性の保全に配慮するとともに、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者（動物園を運営する者を除く。）

は、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組への理解を深め、協力するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を行うよう努めるものとする。

第2章 動物園

(保全活動)

第7条 動物園は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 動物の収集に関すること。
- (2) 野生動物の保全に資するための調査・研究に関すること。
- (3) 野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関すること。
- (4) 野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動に関すること。
- (5) 生息域外保全のための累代飼育に関すること。
- (6) 関係機関等との野生動物の保全に関する情報交換に関すること。

2 前項に定めるもののほか、動物園は、野生動物の生息域内保全に関する取組その他野生動物の保全を推進するために必要な活動を行うよう努めるものとする。

(良好な動物福祉の確保)

第8条 動物園は、飼育動物の良好な動物福祉を確保するため、最新の科学的知見に基づき、その種に適した飼育管理の要件及び個々の要求に応じた飼育環境の下で飼育するよう努めるとともに、疾病の予防及び治療を適切に実施できる獣医療体制を整備するものとする。

2 動物園は、動物福祉に関する規程（以下「動物福祉規程」という。）を定めるとともに、当該動物園における飼育動物の動物福祉を定期的に評価し、必要に応じて改善のための措置を講じるものとする。

3 動物園は、最新の科学的知見及び専門的な助言に基づき、動物福祉規程について、定期的に見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

(活動情報の公表)

第9条 動物園は、前2条に定める事項の取組状況について、インターネットの利用その他適切

な方法により適宜公表しなければならない。

第3章 認定動物園

- 第10条 市長は、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件（第4項において「認定要件」という。）に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園（以下「認定動物園」という。）として認定することができる。
- 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。
 - 市長は、認定動物園の野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めることができるよう、認定動物園の当該保全活動の広報に努めるほか、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
 - 市長は、認定動物園が認定要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第4章 円山動物園

（運営方針及び実施計画の策定）

- 第11条 市長は、円山動物園の運営に関し、総合的かつ計画的な運営方針（以下この条において「運営方針」という。）を策定するものとする。
- 市長は、運営方針に沿った円山動物園の運営を実施するため、円山動物園の運営に係る中期的かつ具体的な計画（次項及び第4項において「実施計画」という。）を策定するものとする。
 - 運営方針及び実施計画は、この条例に定める事項との整合性を確保して策定するものとする。
 - 市長は、生物多様性の保全に関する情勢の変化を勘案し、及び市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、運営方針及び実施計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

（円山動物園における良好な動物福祉の確保）

第12条 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受けなければならない。

- 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。
- 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴くものとする。
- 市は、前項の動物福祉規程を改正したときは、速やかに公表しなければならない。
- 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。

（円山動物園動物福祉の日）

第13条 市民の動物福祉に関する理解及び関心を深めるとともに、円山動物園の職員の動物福祉の向上に関する意識の高揚を図るため、7月25日を円山動物園動物福祉の日とし、動物福祉の向上に関する普及啓発及び学習会その他の動物福祉の向上に資する取組を行うものとする。

（動物の展示及び教育活動における原則）

第14条 円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は、この限りでない。

- 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。
- 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。

- (3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

(施設の整備及び管理)

第15条 市は、円山動物園の施設を整備する際には、生物多様性の保全及び良好な動物福祉の確保に資するよう留意しなければならない。

- 2 市は、円山動物園の施設管理に当たっては、飼育動物の安全の確保に万全を期するとともに、良好な動物福祉の確保が図られるよう留意しなければならない。

(危機管理)

第16条 市は、飼育動物並びに利用者、職員及び円山動物園の周辺地域の住民その他の関係者（以下この条において「利用者等」という。）の安全に配慮し、自然災害、感染症、飼育動物の逸走その他の飼育動物又は利用者等の生命の危機を生じさせる事象について、これに対応するための計画を策定するとともに、当該計画を実施する体制を整備しなければならない。

(連携)

第17条 市は、円山動物園においてこの条例の趣旨に沿って事業を実施するため、円山動物園と国内外の政府、地方公共団体、大学等の研究機関、動物園その他動物園の活動に関連する機関等との間で積極的な連携及び協力が図られるよう取り組まなければならない。

(専門的知識を有する職員の確保等)

第18条 市は、円山動物園においてこの条例の趣旨に沿った動物の飼育管理等の業務を適切に実施するため、野生動物の診療、動物の飼育管理等に関し、専門的知識又は経験を有する職員を確保するよう努めなければならない。

- 2 市長は、円山動物園の職員の育成を図るため、研修の実施、研究及び発表の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公表等)

第19条 市は、生物多様性の保全に関する取組その他の円山動物園の運営に関する状況についてインターネットの利用その他適切な方法によりその内容を公表するものとする。

- 2 市は、円山動物園の運営に当たっては、利用

者、市民、事業者等からの意見を適切に反映させるよう努めなければならない。

第5章 動物園応援基金

(寄附文化の醸成)

第20条 市は、動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組（以下「野生動物の保全活動等」という。）に対する市民、事業者等による資金的支援が活発に行われ、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化が市民、事業者及び市との協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

(動物園応援基金)

第21条 市は、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化の醸成に資するとともに、動物園の野生動物の保全活動等の促進に資するため、別に条例で定めるところにより、動物園応援基金を設置する。

(助成)

第22条 市長は、前条の動物園応援基金を財源として、認定動物園に対し、野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができる。

- 2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。

第6章 市民動物園会議

第23条 動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、市民動物園会議を置く。

- 2 市民動物園会議は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 市長の諮問に応じ、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (3) 市長の諮問に応じ、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べること。
 - (4) 市長の諮問に応じ、認定動物園の認定に関し意見を述べること。

- (5) 市長の諮問に応じ、認定動物園に対する助成に関し意見を述べること。
- 3 前項各号に掲げる事務を行うほか、市民動物園会議は、必要があると認めるときは、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関する事項に関し市長に意見を述べるができる。
- 4 市民動物園会議は、委員10人以内をもってこれを組織する。
- 5 委員は、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。
- 9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 10 市民動物園会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とすることができる。
- 11 市民動物園会議の庶務は、環境局において行う。
- 12 前各項に定めるもののほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第7章 雑則

(委任)

- 第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章、第3章、第22条並びに第23条第2項第4号及び第5号並びに附則第4条(札幌市基金条例(昭和39年条例第6号)第8条の改正規定に限る。)の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。

(札幌市附属機関設置条例の一部改正)

- 第2条 札幌市附属機関設置条例(平成26年条

例第43号)の一部を次のように改正する。
別表1市長の項市民動物園会議の目を削る。

(札幌市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の札幌市附属機関設置条例別表1に規定する市民動物園会議(以下「旧市民動物園会議」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、第23条第5項の規定により市民動物園会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日における旧市民動物園会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(札幌市基金条例の一部改正)

- 第4条 札幌市基金条例の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第1項に次の1号を加える。
(23)動物園応援基金(以下「動物園基金」という。)動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組(以下「野生動物の保全活動等」という。)の促進に資する。
- (2) 第4条中「及び新型コロナ対策支援基金」を「、新型コロナ対策支援基金及び動物園基金」に改める。
- (3) 第8条に次の1項を加える。

- 13 動物園基金は、円山動物園及び認定動物園(札幌市動物園条例(令和4年条例第30号)第10条第1項に規定する認定動物園をいう。)における野生動物の保全活動等の促進に必要な場合において、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

4 逐条解説

条例名「札幌市動物園条例」

【解説】

この条例は、札幌市が設置・運営する円山動物園だけでなく、現在及び将来にわたり札幌市内に存在する動物園のあるべき姿を明確にする条例としました。

施設の名称に関わらず、水族館や昆虫館などの施設も対象となる条例ですが、名称に「動物園」のみを使用しているのは、国内外において水族館などが、元々陸生の動物を収集していた動物園（Zoological ^{ズーロジカル} ^{ガーデン} garden）から派生して誕生したものであり、水生動物は水族館（Aquarium^{アクアリウム}）、昆虫だけを飼育する施設は昆虫館（Insectarium^{インセクタリウム}）となっていた経緯があることを踏まえ、陸生、水生に限らず「動物」を一般に公開する施設を動物園（Zoo^{ズー}）と位置づけることとしたためです。

これらのことを考慮し条例名称は、「札幌市動物園条例」としました。

条例の適用範囲

【解説】

この条例において、動物園を「動物園、水族館、昆虫館その他いかなる名称であるかを問わず、生物多様性の保全に寄与することを目的として、野生動物を主とした飼育及び展示を行うほか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組並びに野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいう。」と定義していることから、これに該当する施設における理念や取組指針を示す条例となります。この条例の適用施設であるかどうかは、動物園事業者の運営の考え方によるため、市はこの条例に沿って生物多様性の保全を目的に取り組む事業者を認定する制度などを設けることで、この条例の適用施設を明確化し、その取組を促進していきます。また、第5条には市民、第6条には事業者の責務をそれぞれ規定しており、市民とは、市内に住んでいる人、市内で働く人及び学ぶ人、市内で活動する人を指しており、事業者とは、市内に事業所又は活動の場を設け、営利非営利に関わらず事業活動を行う企業等の法人、団体及び個人事業者を指します。なお、事業者には、第2条第3号に定める動物園を運営する事業者は含みません。

これらの規定内容から、札幌市域を対象に市、市民、事業者、及び定義に該当する動物園に適用される条例です。

前文

我が国の動物園は、これまで、地球上の様々な動物を飼育展示し、繁殖に取り組むとともに、調査研究から得られた野生動物の生態等の情報を、動物の展示や教育活動等を通して市民に伝え広めてきました。市民は、命ある野生動物を観(み)ることで生き物や自然の不思議さを感じ、知的好奇心を高める憩いの場として動物園に親しんできました。

一方、現在地球上では、生物多様性が急速に失われ、絶滅の危機に瀕(ひん)している野生動物がいる中、動物園が生物多様性の保全に果たす役割はますます重要になっています。

あわせて、動物の飼育に当たっては、飼育動物の欲求を満ちし、その動物にとって幸せな暮らしをつくっていくという考え方が近年世界的に広がっており、動物園には、野生動物を将来にわたり守っていくことを考えながら、科学的知見に基づいた飼育管理や適切な獣医療を実践することが求められています。

札幌市では、1951年に子どもたちの学びの場や市民の憩いの場を提供するために円山動物園を設置し、多くの市民に親しまれてきましたが、過去には良好な動物福祉の確保に対する取組が不十分であったことにより尊い命を失う事故を起こしてしまいました。このため、札幌市では、この反省の下、円山動物園の飼育管理体制や長期的な運営方針を見直し、良好な動物福祉の確保と生物多様性の保全に重きを置いて取り組んできたところです。

しかしながら、動物園が生物多様性の保全の役割を持っているという認識が社会全体に十分に広まっているとはいえ、また、現行法令では動物園がその社会的役割を果たすための取組が明確には示されていません。これらのことが、円山動物園を含む動物園のあり方を不安定なものとしており、動物園の持続可能な運営のためには、この状況を変えていくことが重要な課題となっています。

そこで私たちは、動物園の生物多様性の保全における役割と良好な動物福祉の確保に対する責務を明らかにし、さまざまな協働を通じて動物園の活動を真に野生動物の保全へとつなげる仕組みを構築して、将来世代にわたり野生動物が存続できる自然と人が共生する社会をつくり育てていくために、この条例を制定します。

【解説】

前文は、この条例の理念や目的を明らかにしたものです。

前文は、具体的な規範を定めたものではないため、その内容から直接法的な効果が生じることはありませんが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義や効力を有しています。

この前文では、条例を制定する背景に触れたうえで、札幌市における動物園のあるべき姿や、その姿を目指して取り組んでいく決意を表しています。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、動物園が野生動物の保全を通じて生物多様性の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、動物園の活動に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、動物園に関する施策等について定めることにより、現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

動物園が野生動物を飼育する目的は、野生動物の飼育、展示、教育、研究などの活動を通して、野生動物を保全するためであり、地域ひいては地球上の生物多様性の保全に貢献することです。こうした動物園の生物多様性の保全に関わる活動は、公共の利益に合致するものです。

そこで条例の目的は、「現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること」とし、そのために動物園の活動の基本理念や責務等を明らかにすることとしています。

なお、種の保存法第2条第3項^{※1}では、「動物園が生物多様性の保全に重要な役割を有していること」と定められておりますが、動物園が数々の動物を繁殖し命をつなぐとともにさまざまな保全メッセージを発信してきたことから、役割を「有している」だけでなく「果たしている」とし、今後もその役割を果たす施設であり続けることを動物園のあるべき姿とするため、条文にこの旨を明記しています。

※1 種の保存法第2条第3項

動植物園等を設置し、管理する者は、動植物園等が生物の多様性の確保に重要な役割を有していることに鑑み、前2項の国及び地方公共団体が行う施策に協力することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するよう努めなければならない。

【参考】

「野生動物の保全」とは、野生動物が絶滅することを回避し、生息数の維持回復等に人為的に取り組むことを指し、そのための活動には直接的なものと同接的なものがある。この条例では、野生動物の保全の活動を以下のように整理している。

野生動物の保全

種の保全

本来の生息地を守る

※生息環境（野生生物の個体数や生態系）の維持回復が野生動物の保全の基本

生息域内保全

必要な取組

- 生息環境の維持・整備
- 減少要因の除去・軽減
- 周辺住民への普及啓発
- モニタリング等の調査研究
- 保護区域の設定

日本ではトキを「再導入」の方法により野生復帰した事例がある。

野生復帰※2

補強※3

再導入※4

動物園の生息地の外で科学的知見の集積や保護増殖などを行う

※主として生息域内保全を補完する取組

生息域外保全

必要な取組

- 保全対象種の動物の確保
- 動物の飼育
- 調査研究
- 繁殖・累代飼育
- 細胞・遺伝子保存

※円山動物園では、国の保護増殖事業の対象となっているオオワシやシマフクロウについて、繁殖や野生復帰の技術の確立に取り組んでいる。



直接的な保全活動

間接的な保全活動

展示

必要な取組

- 動物の確保
- 動物の飼育

教育活動

- 調査研究
- 繁殖・累代飼育

※2 野生復帰：動物園の生息域外で保護増殖した個体を自然の生息地（過去の生息地を含む）に戻し定着させること

※3 補強：自然の生息個体群に同種の個体を加えること

※4 再導入：絶滅してしまった種について、もともと生息していた地域に、その種を定着させるよう試みること

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生物多様性 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条第1項に規定する生物の多様性をいう。
- (2) 野生動物 家畜化されておらず、かつ自然環境下において生息する動物をいう（当該動物を動物園において飼育し、又は繁殖したものを含む。）。
- (3) 動物園 動物園、水族館、昆虫館その他いかなる名称であるかを問わず、生物多様性の保全に寄与することを目的として、野生動物を主とした飼育及び展示を行うほか、野生動物の繁殖による生息域外保全の取組並びに野生動物の保全に関連する調査研究及び教育活動を行う施設をいう。
- (4) 動物福祉 動物が置かれた環境に起因する動物の身体的状態及び心理的状态をいう。
- (5) 生息域内保全 生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し、及び回復することをいう。
- (6) 生息域外保全 主に生息域内保全を補完するため、生物多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。
- (7) 累代飼育 動物を3世代以上にわたり安定的に繁殖させることにより、飼育下にある動物の個体群を維持することをいう。

【解説】

第1号 生物多様性

国際的な認識に基づき定められた生物多様性基本法の定義を準用しています。

第2号 野生動物

「家畜化されておらず」とは、人為選択による表現型の変異^{※5}がないことをいいます。

※5 人為選択による表現型の変異

「人為選択」・・・人が交配する動物を意図的に選ぶこと

「表現型」・・・動物に現れる形質（個体がもつ形態や機能の特徴）

「変異」・・・動物の姿形や色、行動など動物に現れる形質が変わること

また、「家畜」とは、人が望む動物の形質に変化するように誘導した動物で、かつ、人が管理している動物をいい、そのような状態にすることを家畜化としています。

この条例では、動物園は下表の「本来の野生動物」を人の管理下において、家畜化せ

ずに飼育することを基本としていることから、ヒツジやニワトリなどの家畜化された動物以外は「飼育下の野生動物」に区分し、「野生動物」の定義に含めています。

なお、ノネコやノイヌなど元々家畜だった動物が自然環境下に生息するもの（下表の「野生化した家畜」）は、この条例で定義する野生動物には含みません。

【動物の区分】

		人為選択による表現型の変異	
		有	無
人の管理	有	家畜 domestic animals	飼育下の野生動物 captive wild animals
	無	野生化した家畜 feral domestic animals	本来の野生動物 wild animals

※国際獣疫事務局野生生物ワーキンググループ（OIE Working Group on Wildlife Diseases）が1999年に「動物の区分」の定義を参考とした。

※太枠がこの条例において定義する「野生動物」

第3号 動物園

「動物園」とは、〇〇動物園（動植物園、動物公園）、〇〇水族館（水族園）又は〇〇昆虫館などの施設の名称に関わらず、生物多様性の保全に貢献するために、野生動物の保全に関連する調査研究及び保全意識の醸成を図るための教育活動を行う施設としています。併せて、少なくとも一種以上の野生動物について、絶滅から回避することを目的とした計画的な繁殖に関わり、生息域外保全に取り組む施設であるとしています。

家畜のみを飼育展示している施設や展示を行っていない大学その他の研究機関、野生動物の販売や娯楽を主な目的として運営している施設は、この条例で定義する動物園には含まれません。

第4号 動物福祉

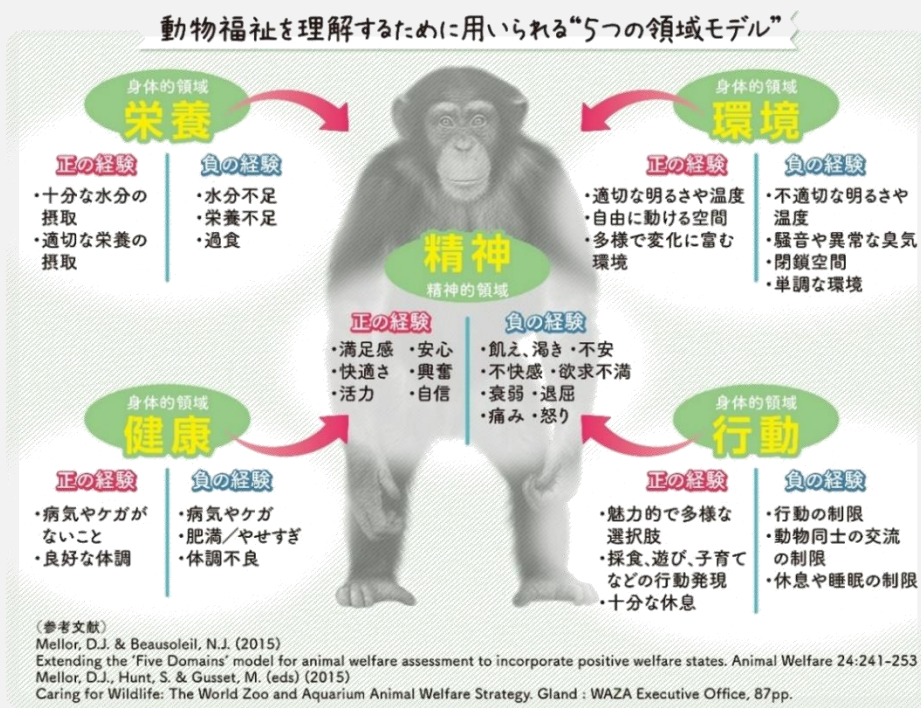
「動物福祉」とは、イギリスで発祥したアニマルウェルフェア（animal welfare）^{※6}と同義であり、動物を取巻く環境、栄養状態、健康状態、本来の行動をとれるかとれないかなどの外的・内的要因を受けて、その動物がどのような身体的及び心理的状态にあるかを指します。人が何かをしてあげる行為や、幸福な状態を指すものではなく、良い状態（正）にも悪い状態（負）にも変化するものと定義しています。動物の状态が良いか悪いかは、動物がどう感じているかという視点で科学的知見に基づいて判断するもの

であり、楽しそう、うれしそう、苦しそうといった人が動物に対して感じる主観的な視点だけで判断するものではありません。

なお、アメリカを拠点とする動物園水族館協会（Association of Zoos and Aquariums：AZA）では、「動物福祉：アニマルウェルフェア」について、その質を一層高め、幸福を希求する概念をも含んだ用語として「動物福祉：アニマルウェルビーイング（animal wellbeing）」と言い換え始めており、令和5年（2023年）に「アニマルウェルビーイング文化の指針」（The guiding principles of AZA animal wellbeing culture）を公表しています。この指針では、動物園は、全ての運営や活動の基盤、共通認識として、飼育する動物が生涯にわたり快適で健康又は幸せな状態（ウェルビーイング）となることを念頭に置くこととしています。

※6 アニマルウェルフェア（animal welfare）

アニマルウェルフェアは、1960年代にイギリスにおいて「5つの自由」という家畜への苦痛等を軽減する福祉政策が提唱されたことに端を発し発展してきた。現在では、飼育動物の生活環境に起因する身体に現れる変化を科学的に評価し、最終的には精神的な情動部分の変化も含めた動物の全般的な状態を動物福祉と捉え、動物を飼育する上ではこの動物福祉を把握し、より良い状態を目指すことが重要とされている。国内においても、動物愛護管理法の遵守のほか、家畜では農林水産省からアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針が示され、動物福祉への配慮が求められている。世界動物園水族館協会では、2015年に保全戦略及び動物福祉戦略を策定し、動物福祉を良好な状態とすることは、動物園における野生動物の保全の取組に不可欠なものと提唱しており、ヨーロッパをはじめとする多くの先進的な動物園が動物福祉を向上するための重要で根本的な方針・施策（規程）を定め取り組んでいる。野生動物の保全活動を継続していくためには、国内外の動物園との連携が必要であり、特に海外との連携では、動物福祉に対する考えや取組などを組織として提示することが求められている。



第5号 生息域内保全

「生息域内保全」とは、生き物の生息地の現状を調査し、森林伐採などの開発行為、過剰な捕獲、外来種移入などの野生動物の減少原因を特定し、開発行為等の規制、森の再生、外来種の駆除、化学物質等の除去、保護区域の設定などにより原因の除去や環境改善を図ることで、野生動物の生息数の維持や回復を行うことです。

国や自治体が、法律・条例等によって一定の行為を規制したり、保護区域を設定したりすることにより維持回復を行うことが生息域内保全のための直接的な活動となりますが、その維持回復を行ううえで野生動物の生態や習性、生態系に必要な生き物などの構成要素を研究する間接的な活動が必要不可欠です。生息地の調査では、人間の前に姿を現さない野生動物の生態等は把握することが難しいですが、動物園では、人間に近い場所で行動や生理状態を調べることが可能なため、そこで得られた知見を生息地の保全活動に活かすことができます。また、動物園を利用する多くの人々に野生動物の生態や環境改善を行うために市民や事業者ができることを伝え、野生動物の保全のための行動を促すことは生息域内保全につながる重要な取組となります。

また、絶滅回避のために動物園へ一時的に避難させた野生動物を自然の生息地へ戻した場合に、そのまま安定的に個体数を増やして定着するかどうかをモニタリング（生息環境を監視又は観察し記録）することも生息域内保全の取組のひとつです。

<参考>

「生息域内保全」の定義について、生物多様性条約第2条では、「生態系及び自然の生息地を保全し、並びに持続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをいい、飼育種又は栽培種については、存続可能な種の個体群を当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において維持し及び回復することをいう」と定めています。この条例は、「野生動物の保全」を通じた「生物多様性の保全」を推進することを目的とするため、生物多様性条約の定義から家畜や植物を対象とした「飼育種又は栽培種」に関する規定を除いています。

第6号 生息域外保全

「生息域外保全」とは、生息域内保全の取組だけでは生息数の回復が難しい場合に、生息地以外である動物園などの場所で、野生復帰を念頭に置いて飼育、繁殖（自然繁殖のほか、人工授精、細胞又は遺伝子の冷凍保存など）を行い、長期にわたって個体数を維持又は増やすことをいいます。野生動物の生息数の維持や回復には、「生息域外保全」と「生息域内保全」の取組を一体のものとして進めていく必要があります。

野生復帰する動物が本来の生息地で定着するためには、野生動物本来の行動等を発現

したうえで、生息地の環境に適応できるようにする必要があります。そのためには、動物園では、長期的な計画の策定、生息地からの野生動物の慎重な確保、科学データの収集と活用を行いながら、遺伝的多様性を考慮した繁殖や自然の性質を維持したままの飼育、野生復帰のトレーニングなどが必要となっています。

<参考>

「生息域外保全」の定義について、生物多様性条約第2条では「生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう」と定め、同条約第9条において、生息域外保全の活動は、主として生息域内保全の活動を補完するために行われるものとしています。

第7号 累代飼育

この条例では、単に一組の動物（1世代目）の繁殖が成功するだけでなく、その繁殖した仔の世代（2世代目）を絶やさず飼育し、さらに次世代（3世代目）を繁殖させ、飼育下でそれらの同一種の動物全体を維持することを累代飼育としています。

野生動物の中には生理・生態等が解明されておらず、飼育下で生存させ続けることも繁殖させることも難しい種がいることも踏まえ、繁殖を何世代にも渡って成功する技術を確立していかなければなりません。単に繁殖対象の雄と雌の相性がよく同居させていたら繁殖に成功したというだけでは、そのペア以外の繁殖は成功しない可能性があります。また、動物園において生息域外保全や継続した展示等のために動物を維持していく場合、野生下の動物の捕獲は限定的であるべきで、飼育下の動物を繁殖させて数の維持または増加を図ることが基本となっています。

第3条 基本理念

- 1 動物園の活動は、その動物園において飼育する動物（以下「飼育動物」という。）の良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて、生物多様性の保全に寄与することを旨として行われなければならない。
- 2 動物園の活動は、野生動物とそれを取り巻く環境が生態系の重要な構成要素であることを認識する機会を提供し、もって豊かな人間性と感性が育まれることを旨として行われなければならない。
- 3 動物園の活動を行うに当たっては、市民及び事業者との協働により取り組むよう努めなければならない。

【解説】

第1項 「良好な動物福祉を確保しつつ、野生動物の保全を通じて、生物多様性の保全に寄与すること」

動物園が野生動物の保全活動を実施していくためには、動物を健全に飼育していくことが必要不可欠となります。また、健全な動物の飼育管理なくしては、生き生きとした動物の展示を通じて来園者に保全のメッセージを伝えていくこともできません。そのため、活動の根幹には、飼育する動物たちの良好な動物福祉を確保しなければならないという考え方が必要です。動物園の活動において、保全と動物福祉向上を両立させるという考えは、世界動物園水族館協会によって提唱され、加盟施設をはじめ世界各国の動物園で取り入れられています。

第2項 「豊かな人間性と感性が育まれること」

動物園は、「自然への扉」と言われるように、生き物や自然の不思議に気づき、生き物が生態系の中で重要な構成要素であることを理解することができる貴重な場です。そのため、生き物の尊厳を守り、生物多様性の保全のために何ができるかを考えられるような場所でなくてはなりません。そのため、動物園はすべての活動を通して、生物多様性の保全の重要性への理解を醸成する機会を多くの人に提供し、自らの生活を振り返り、日常生活において環境保全活動を実践するような感性を育むことが重要です。

第3項 「市民及び事業者との協働」

動物園の保全活動を将来にわたって継続していくためには、市民、事業者等（以下「市民等」という。）の異なる団体同士が、「野生動物の保全を通して生物多様性を保全して

いく」という共通の目的を持ち、役割分担を図りながら連携し、それぞれの立場で活動していくことが必要です。

第4条 市の責務

市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、動物園における生物多様性の保全に関する取組を推進するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【解説】

市は、動物園の生物多様性の保全活動を推進するために、動物園を支援するための施策を特定の分野に限らず、広報面、財政面、技術面など様々な側面で総合的に策定し、それらの施策を実施する責任があることを定めています。

第5条 市民の責務

市民は、生物多様性の保全の重要性を認識し、その日常生活に関し、生物多様性の保全に配慮するとともに、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組に協力するよう努めるものとする。

【解説】

生物多様性の保全は公共の利益となるものであり、国際社会全体で取り組むべき課題であることから一人ひとりの取組が求められています。生物多様性基本法第7条（国民及び民間の団体の責務）には、生物多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、生物多様性を損なう影響の低減や持続可能な自然の利用に努めることや他の者の行う生物多様性の保全のための取組に協力するよう努めることが定められています。

この条例において市民とは、市内に住んでいる人、市内で働く人及び学ぶ人、市内で活動する人を指していますが、この条例においては、市民の役割として、生物多様性の保全活動を行う動物園への理解を深め、その活動を支援^{※7}し、動物園から知り得たことを活かし、生物多様性の保全につながるような行動^{※8}に努めることを定めています。

※7 支援

動物園の活動への参加や寄附という直接的な支援も必要ですが、地球規模で一人ひとりが、事業者が地球環境を保全する行動を取り続けることが重要であるため、活動を知ることや知り得たことを知人や家族の間で話し合い、伝え広めていくといった活動もとても重要です。支援には、これらの取組が含まれます。

※8 生物多様性の保全につながるような行動(例)

ごみ減量の4 R^{※9}

節電

省エネ機器の利用

清掃活動など生態系を守るための環境改善活動への参加

野生動物の保全を目的とした基金等への寄付

希少な野生動物を守りながら生産された商品の購入など

※9 ごみ減量の4 R

- ・ リフューズ Refuse (ごみになるものを断る、買わない、持ち込まない)
- ・ リデュース Reduce (ごみを減らす・出さない・作らない)
- ・ リユース Reuse (そのまま、または形を変えて使い続ける)
- ・ リサイクル Recycle (資源の再利用)

第6条 事業者の責務

事業者（動物園を運営する者を除く。）は、動物園が行う生物多様性の保全に関する取組への理解を深め、協力するとともに、生物多様性の保全に配慮した事業活動を行うよう努めるものとする。

【解説】

この条例において「事業者」とは、市内に事業所又は活動の場を設け、営利非営利に関わらず事業活動を行う企業等の法人、団体及び個人事業者を指します。なお、事業者には、第2条第3号に定める「動物園」を運営する事業者は含みません。

事業者は、市民の責務と同様に、動物園の生物多様性の保全活動について理解を深め、動物園との連携した取組などで、事業活動において生物多様性の保全に配慮した取組を行うよう努めることを定めています。

第2章 動物園

第2章は、動物園の責務（実施すべきこと）を掲げる章です。

第7条 保全活動

- 1 動物園は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 動物の収集に関すること。
 - (2) 野生動物の保全に資するための調査・研究に関すること。
 - (3) 野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関すること。
 - (4) 野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動に関すること。
 - (5) 生息域外保全のための累代飼育に関すること。
 - (6) 関係機関等との野生動物の保全に関する情報交換に関すること。
- 2 前項に定めるもののほか、動物園は、野生動物の生息域内保全に関する取組その他野生動物の保全を推進するために必要な活動を行うよう努めるものとする。

【解説】

本条項では、動物園がこの条例の目的^{※10}を達成するために行う保全のための基本的な取組事項を定めています。

※10 この条例の目的：現在及び将来世代のために野生動物を保全し、自然と人が共生できる持続可能な社会の実現に寄与すること。（第1条目的）

第1項第1号 動物の収集に関すること

動物園は、生理生態が解明されていない飼育管理が難しい野生動物を飼育展示する施設であるため、施設の状況や飼育能力など管理する側の条件だけでなく、動物種の希少性や飼育の難易度についても考慮し、収集する動物を慎重に選定し、良好な動物福祉が確保されるよう長期的な飼育計画をもってその個体の生涯に対し責任を果たさなければなりません。

野生動物を保全するには、その多くの場合、動物の生存を脅かす原因は様々であり、環境改善を図るには長い時間がかかるため、長期的視点にたった保全計画が必要不可欠です。そのため、生息域外保全の取組は、長期的な保全計画に基づいて行われ、野外から動物を入手する必要が生じた際には、野生の個体群を含む生態系への影響を最小

限にするようにしなければなりません。なお、動物園での展示を主たる目的とする動物の収集は、生物多様性の保全の観点から可能な限り飼育下で繁殖した個体を導入することにより行われるべきです。

また、野生動物の多くはワシントン条約、種の保存法、鳥獣保護管理法等によりその取引が規制されています。動物の入手においては、国内外の法律を遵守し、動物園で繁殖した個体も含め違法に取り引きされないようにしなければならず、輸送の際には、国際基準を遵守しなければなりません。

第1項第2号 野生動物の保全に資するための調査・研究に関すること

野生動物を絶滅から守るためには、減少している原因の他に生き物の特性、生息数、生息環境など様々な情報の把握が必要なことから、科学データを集めて活用していくことが重要となります。動物園のような施設内においては、①天候に左右されない、②動物を観察しやすい、③定期的データを取得しやすいなど、野外調査では得られない利点も多いことから、体重の変化、成長速度、繁殖の方法、病気などのデータを集積することができます。その長所を生かし、生息地における保全活動に役立てていく必要があります。

また、生息域外保全の取組では、遺伝的多様性を維持した計画的な繁殖が必要不可欠ですが、野生動物の繁殖技術の確立には時間がかかるため、生息が危ぶまれてから取り組み始めたのでは手遅れになることもあります。そこで、動物園では希少性の低い段階から繁殖技術や遺伝資源の保存など種の保全技術を開発したり、近縁種を用いて飼育や繁殖技術を研究したりすることが重要です。

なお、野生動物の保全を目的とした調査研究は優先して行うべきですが、社会（生涯）教育、医学等といったその他の調査研究を否定するものではありません。

第1項第3号 野生動物の生態及び生息環境を伝えるための動物の展示に関すること

動物園が他の社会教育施設と大きく異なる点は、施設利用者が生きた動物たちの魅力をダイレクトに感じる点です。野生動物や野生動物を取り巻く環境、生息が危ぶまれている原因などを理解するためにも、動物を展示する際には、正しい情報を伝えるため可能な限り生態に沿った展示を行うことが重要です。水中生活の動物は水中の暮らしの特性、樹上生活の動物は樹上での暮らしの特性を発揮できる展示

でなければ、その動物について十分に理解できません。

施設利用者に本来の生態とは異なる行動（洋服を着せたり、ショーとして演芸等を行わせる）を見せることは、野生動物に対する正確な理解を阻害したり、動物への尊厳を否定する危険性があり、実施にあたっては十分な検討がなされるべきです。

野生動物を展示することで保全のメッセージを伝えることは重要ですが、「第1項第1号動物の収集に関する事」にも記載があるように、「動物の展示」は野生動物を野外から捕獲することに頼るべきではありません。そのため、この「動物の展示」を継続するためには、動物園は展示する動物種の飼育・繁殖技術を確立することが重要となります。

第1項第4号 野生動物の保全への意識を醸成し、及び行動を促すための教育活動に関する事

野生動物を保全するためには、まず、人間一人ひとりが生態系からの恩恵を享受していること、また、それぞれの生き物がその生態系の重要な構成要素であることを認識する必要があります。そして、生息地の環境を保全することの重要性と緊急性への理解を深め、自然環境を改善するためにできることをそれぞれの生活様式の中で実践していくことが最も大事なことです。

動物園は、野生動物の本来の生態や生息環境を正しく伝え、生き物の魅力を楽しみながら学べる施設です。その機能を十分に活かし、多くの人々に対して、環境問題や私たち人間の生活が野生動物に及ぼす影響などを考える機会を提供し、動物園で知った野生動物が存続できることを思い浮かべながら、野生動物の保全につながる活動を実践していけるよう促すことが重要です。

野生動物や生息環境の保全への行動を促すための教育は、科学的知見に基づき、ワークショップやコミュニケーションを重視した双方向性の教育プログラム、展示施設や解説版、インタープリテーション^{※11}など、保全意識を向上するためにより効果的な方法によって行われます。

なお、動物を教育に活用する場合に、生物多様性に関する教育効果が得られない又は動物福祉が低下するときは、プログラムを実施しないかプログラムを変更します。野生動物に直接接触するプログラムや給餌体験は、野生動物との付き合い方や認識について誤解を生ずる危険性があるため、実施にあたっては特に注意が必要です。

※11 インタープリテーション

インタープリテーションとは、「ある場所や出来事、あるいは物についての情報を、公園やレクリエーション施設、博物館を訪れた人がたやすく理解できるようにすること」であり、「単なる情報の伝達ではなく、インタープリター（解説員）の感性を媒介にして情報を提供し、来訪者に今までとは異なる新しい次元を開いてみせること」あるいは「物事の背後にある意味や価値を伝えること」を指す用語として環境教育や持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）などの分野で使われている。

第1項第5号 生息域外保全のための累代飼育に関すること

この号については、動物の展示を継続するための累代飼育という観点ではなく、生息域外保全の取組として行う累代飼育を規定しています。生息域外保全を目的とした累代飼育では、野生下へ戻すことを前提とするため、人に慣れさせない配慮をするとともに、近親交配などによる近交劣化や亜種交雑などによる遺伝子汚染を防ぐため、動物種ごとに血統を管理し遺伝的多様性を維持^{*12}しなければなりません。また、野生下へ戻すことになった個体については、環境省が作成する「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方」に示されているように、野生復帰により期待される効果や懸念される悪影響を慎重に検討し、野生復帰の必要性や実施可能性を評価し、条件を満たした場合に実施計画を作成したうえで取り組むことが重要となります。

こうした野生復帰に向けた取組において、遺伝的多様性を維持しながら生き物を育てるには、広いスペースで十分な個体数を確保することが必要であり、管理することができなくなることがないよう技術者の確保も求められます。

※12 遺伝的多様性を維持

世界動物園水族館協会では、1980年に、飼育下で野生動物を保全するため遺伝的多様性を90%以上保持しながら100年間にわたり飼育するという方針を掲げている。

第1項第6号 関係機関等との野生動物の保全に関する情報交換に関すること

動物園は、野生動物に関する新たな科学的知見や関連情報を絶えず収集し、組織的に共有できる形で記録し、随時更新することが重要です。それらの情報は、生物多様性の保全活動を他の機関と協働して推進するために、他機関が保全活動に必要とする情報を求めた場合には提供できるように整理しておくことが必要です。

第2項関係

生物多様性の保全は、生物多様性条約などの国際的な考え方から生息域内保全が基本です。しかし、生息域内保全だけでは生息地の野生動物の絶滅を回避できない場合に、種を絶やさないう一次的に生息地の外で保護し、数を増やしていく生息域外保全の取組が必要となります。

動物園は、その生息域外保全を担う役割がありますが、実施の際は生息域内保全の取組と関わり合いをもって行う必要があります。例えば、シマフクロウの生息域外保全を行う場合には、生息地における保護活動等を多くの人々に伝えながら、生息数などの状況を見て繁殖等に取り組むとともに、野生復帰の実施計画における対象個体のトレーニングなどを行います。これらの多くは保護増殖事業計画^{※13}の一部を担う形で実施されています。

また、現時点では生息域外保全を必要としない種についても、動物園では将来生息域外保全が必要になった場合に貢献できるよう飼育することができるため、その動物の生息域内保全の取組に参画し、展示する動物を通じてその取組に関する情報を広く市民に伝えていくことが重要です。

※13 保護増殖事業計画

「種の保存法」(1992)に基づいて環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が、中央環境審議会の意見を聴いて策定される計画。保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるもの。

第8条 良好な動物福祉の確保

- 1 動物園は、飼育動物の良好な動物福祉を確保するため、最新の科学的知見に基づき、その種に適した飼育管理の要件及び個々の要求に応じた飼育環境の下で飼育するよう努めるとともに、疾病の予防及び治療を適切に実施できる獣医療体制を整備するものとする。
- 2 動物園は、動物福祉に関する規程（以下「動物福祉規程」という。）を定めるとともに、当該動物園における飼育動物の動物福祉を定期的に評価し、必要に応じて改善のための措置を講じるものとする。
- 3 動物園は、最新の科学的知見及び専門的な助言に基づき、動物福祉規程について、定期的に見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

【解説】

第8条では、動物園が良好な動物福祉を確保するために行うべき基本的な取組指針を定めたてています。

第1項関係

動物の種に適した要件とは、動物の生存・繁殖・育成に必要な要件を指しており、例えば、動物種ごとに適した温度や湿度などの環境的条件を備えた施設、必要かつ十分な栄養、単独生活か群生活かといった社会的条件、発情時期や消化時間等の生理的条件などを指します。

個体の要求とは、例えば、餌が十分でなければ空腹という感覚、けがをすれば痛みという感覚などが生じ、それらの不快又は苦痛などが重大な場合に不快等を減らす又は避けることを生理的に求めていることなどを指します。

動物園は、これらの要件や要求を、様々な調査研究で得られた科学的知見に基づき判断し、それぞれの種や個体に適した環境を提供することで、動物の基本的な生存欲求を満し、苦痛や退屈等を最小化するとともに活力や満足感等を感じる精神的に満たされる機会を増やすことが求められます。そして、動物園はこうした環境づくりとともに、病気やけがを未然に防ぎ、生じた病気等は適切に治療することができるよう動物に対する医療（獣医療）体制を整えなければなりません。外科手術など、治療によっては一時的に動物福祉を低下させることもありますが、主目的が動物の正常な機能を回復させるためである場合、動物福祉を低下させることはその動物の保全を考慮すると必要な場合があり、生涯にわたり良好な動物福祉を確保するための有効な手段となります。

また、動物園は、動物の年齢や傷病状態によって求められる飼育方法が異なるため、総合的かつ長期的な飼育管理計画を立て、生涯にわたり良好な動物福祉を確保していくことを考えなければなりません。

これらの取組は、飼育や展示のほか、飼育動物を用いた教育活動や研究、動物の輸送などの場合も同様であり、これらの際に動物福祉へ与える影響を考えていく必要があります。

例えば、動物とのふれあい体験^{※14}を行う場合にも、その動物の要求を満たす適切な広さや避難場所を設けるなどして、動物福祉への影響が最小限であり良好な状態となることを事前に確認することが重要です。そして、ふれあい体験の実施中においても、常に動物の行動、しぐさ、表情等をモニタリングし、動物がふれあい体験を拒否した場合は、その体験から外すなどの対応が必要です。

動物を他施設へ移動する場合は、動物がどのように輸送され、動物福祉にはどのような影響があるかを事前に調べ、法令や国際基準を満たした動物移動計画をつくるとともに、移動する動物を受け入れる施設の飼育管理状況等を確認することも必要です。

※14 ふれあい体験

世界動物園水族館協会「動物と来園・来館者のふれあいガイドライン（日本動物園水族館協会和訳）」では、“ふれあい”は“^{インタラクション}interactions（相互作用）”の和訳であり、単に“動物を触ることのできる場所”を指すだけでなく、来園者・来館者と動物にかかわる間接的なものから直接的なもの、体験的なものから教育的なものまで幅広い活動分野を含んでいるとしています。例えば、歩いてあるいは泳いで、または車での展示の通り抜け体験から、タッチプールや教育用の動物とのふれあい、あるいはふれあい動物園といった動物との直接的接触まで多様な関わり方があるとしています。本解説書では、それらの体験をふれあい体験としています。

第2項関係

各動物園は、第1項に基づく具体的な取組指針を明確にするために動物福祉に関する規程（以下「動物福祉規程」という。）を定めることとしています。

動物福祉規程を作成する際は、少なくとも栄養管理、飼育展示施設、飼育環境、健康管理（獣医療）、環境エンリッチメント^{※15}、ハズバンドガリートレーニング^{※16}、動物福祉の評価基準に関する事項を盛り込む必要があります。

また、規程に定めた事項の遵守状況を定期的に評価しながら、評価が低い場合は、その飼育動物に応じた改善を行うこととしています。

※15 環境エンリッチメント

飼育下にいる動物の良い動物福祉を促進するために環境（行動する場所の広さ、高さ、形状、採光、温度・湿度、音、臭い、植栽、給餌・給水方法など）をデザインし管理することをいいます。なお、特に動物の行動レパトリーを動物福祉向上のために管理し、増加させる様々な方法を行動エンリッチメントといいます。

※16 ハズバンドリートレーニング

動物の健康維持のために必要な行為を動物自らが進んで行ってもらうための訓練です。このハズバンドリートレーニングにより、例えば、採血の際、動物が自らの意思で体の一部を差し出したり、口腔内の検査の時、口を開けたりすることができるようになります。

第3項関係

動物福祉に関する取組は、世界各国で調査研究されており、動物の生理生態などの解明とともに動物福祉を向上させる手法は日々進歩しています。そのため、各動物園は常に最新の科学的知見を情報収集するとともに、専門家の助言を受けながら動物園の動物福祉規程を適宜見直すことを定めています。

第9条 活動情報の公表

動物園は、前2条に定める事項の取組状況について、インターネットの利用その他適切な方法により適宜公表しなければならない。

【解説】

動物園は、第7条（保全活動）、第8条（良好な動物福祉の確保）の取組について、どのようなことを計画し、どのような取組成果が得られたかを随時情報発信することを定めています。

日々の飼育管理の中で、動物の観察結果を記録し、保存して、調査研究に活用していくことは、動物園の活動を推進していくために重要な取組であるとともに、蓄積された記録データを他の保全活動を行う団体等や研究機関に活用してもらうことで野生動物の保全につなげていくことができます。（第7条第1項第6号に規定する取組）

また、市民、事業者、保全活動団体及び大学等研究機関などの理解と協力を得て、動物園の保全活動における協働関係を構築していくためにも、動物園は活動情報を広く周知し、その取組成果を社会に還元していくことが必要です。

この情報発信の際には、市民等の生活スタイルや社会情勢の変化を考慮し、幅広い層に伝わり、かつ分かりやすい広報に努めることが必要です。

第3章 認定動物園

第10条 認定動物園

- 1 市長は、動物園の健全な発展を図り、もって生物多様性の保全に寄与させるため、動物園（円山動物園を除く。）のうち、この条例の目的及び理念に沿った取組を行うものとして別に定める要件（第4項において「認定要件」という。）に適合すると認められるものについて、その申請により、札幌市認定動物園（以下「認定動物園」という。）として認定することができる。
- 2 市長は、認定動物園を認定しようとするときは、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、認定動物園の野生動物の保全活動に対する市民、事業者等の理解と関心を深めることができるよう、認定動物園の当該保全活動の広報に努めるほか、認定動物園に対し、当該保全活動に関する情報提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。
- 4 市長は、認定動物園が認定要件に適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【解説】

この条例の目的・理念に沿って取り組む動物園（円山動物園以外）を「札幌市認定動物園」に認定する制度（「さっぽろの動物園ステップアップ制度」）を実施します。

この制度は、動物園が調査研究、飼育繁殖技術の確立、教育活動など条例で定める取組を段々と積み重ねていき取組水準を向上させていけるよう市が支援する制度です。条例対象外の施設も含めて3区分を設け、認定又は登録を行うもので、それぞれの要件を満たしているかどうかを市民動物園会議が審査します。

市は、札幌市認定動物園を対象に、保全活動に資する情報提供や助言を行うとともに、市と札幌市認定動物園で組織する保全活動連携協議会を開催し、保全活動の情報交換、飼育繁殖技術の習得を支援する研究会、合同研究発表会などを実施していきます。

また、第22条の規定に基づき札幌市認定動物園が市へ申請をし、所定の要件を満たした場合には、当該動物園は動物園応援基金から助成金の交付を受けることができます。

区分	位置付け
優良認定動物園	条例第2条第3号の動物園の定義に該当し、第7条から第9条の取組を実践する動物園として認定する。
認定動物園	条例第2条第3号の動物園の定義に該当する動物園として認定する。
準認定施設	条例第2条第3号の動物園の定義には該当しないが、認定動物園を目指して取り組む施設として登録する。

第4章 円山動物園

第4章は、第2章に規定する動物園の実施すべき取組を、札幌市が設置及び運営する円山動物園ではどのように実施していくかについて定めています。

過去に飼育管理体制が不十分であったことにより、動物の健康状態や治療の必要性の判断を見誤り、大切な動物を死亡させてしまったことを教訓にして、良好な動物福祉の確保を図りながら、動物園の運営目的である野生動物の保全を推進するために必要不可欠な考え方や取組指針を定めています。

第11条 運営方針及び実施計画の策定

- 1 市長は、円山動物園の運営に関し、総合的かつ計画的な運営方針（以下「運営方針」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、運営方針に沿った円山動物園の運営を実施するため、円山動物園の運営に係る中期的かつ具体的な計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。
- 3 運営方針及び実施計画は、この条例に定める事項との整合性を確保して策定するものとする。
- 4 市長は、生物多様性の保全に関する情勢の変化を勘案し、及び市の施策の実施状況等を踏まえ、必要に応じて、運営方針及び実施計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

【解説】

円山動物園における野生動物の保全活動を長期的計画に基づき着実に推進するため、本条項では、円山動物園の運営方針や実施計画の策定、見直しに関する事項を定めています。

なお、平成31年(2019年)3月に策定した札幌市円山動物園基本方針ビジョン2050及び令和2年(2020年)3月に策定した第1次実施計画は、この規定に基づくものに位置付けられます。(本書初版発行の令和6年3月時点では、第2次実施計画の策定作業中です。)

第12条 円山動物園における良好な動物福祉の確保

- 1 市は、円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、定期的に市民動物園会議の評価を受けなければならない。
- 2 市は、前項の評価の結果を円山動物園の業務運営の改善に適切に反映させるとともに、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。
- 3 市は、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴くものとする。
- 4 市は、前項の動物福祉規程を改正したときは、速やかに公表しなければならない。
- 5 円山動物園の業務について管理又は監督の地位にある職員は、飼育動物の飼育、診療等に関する業務において、良好な動物福祉の確保が図られるよう、組織管理体制の整備に特に意を用いなければならない。また、円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員は、当該業務が飼育動物の生命、健康状態等を左右する重大な業務であることを自覚し、当該業務の遂行に当たっては、良好な動物福祉の確保が図られるよう、特に意を用いなければならない。

【解説】

第8条（良好な動物福祉の確保）を実行するため、円山動物園においては、飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかや動物福祉規程の内容について、市民動物園会議の評価や意見を聴くこととしています。

また、円山動物園の良好な動物福祉の確保に関する取組について透明性を高めるため、動物福祉規程を見直した際には、市民等に分かりやすく公表することとしています。

第5項における「円山動物園の飼育動物の飼育、診療等に関する業務を行う職員」とは、円山動物園に勤務する飼育管理や獣医療を担当する職員のほか、円山動物園の運営に関与する全ての職員を指します。飼育する動物の健康管理、飼育管理、施設の整備や管理、教育プログラム、広報イベント等その他の業務において、動物福祉への影響を特に注意を払って、良好な状態となるよう力を注ぐことを職員の心構えとして条例に明記しています。

第13条 円山動物園動物福祉の日

市民の動物福祉に関する理解及び関心を深めるとともに、円山動物園の職員の動物福祉の向上に関する意識の高揚を図るため、7月25日を円山動物園動物福祉の日とし、動物福祉の向上に関する普及啓発及び学習会その他の動物福祉の向上に資する取組を行うものとする。

【解説】

円山動物園では、平成27年(2015年)7月25日に起きた動物の死亡事故を教訓として、動物福祉の大切さを再認識するための日として、7月25日を「動物福祉の日」に制定しています。職員が動物福祉に関する知識や技術の向上を図る勉強会等を開催するだけでなく、動物福祉に関する取組を広く市民に普及啓発することとしています。

なお、全市的に取り組む日ではなく、円山動物園における取組として設定するため、名称は「円山動物園動物福祉の日」としています。

第14条 動物の展示及び教育活動における原則

円山動物園において動物の展示及び教育活動を行うに当たっては、野生動物に関する情報を正確に伝え、その尊厳を尊重するものとし、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、第1号に掲げる事項について、生物多様性の保全に寄与する教育的効果があり、かつ、良好な動物福祉を確保しているものと市民動物園会議が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 利用者に野生動物に直接接触する機会を提供すること。
- (2) 動物に人を模した姿、格好又は行動をさせようとする事。
- (3) 動物の本来の生態とは異なることを、人の姿、格好又は行動に当てはめて表示すること。

【解説】

円山動物園では、野生動物との距離感や接し方について、来園者が誤った認識を持たないようにするために、野生動物と直接接触するようなふれあい体験や餌やり体験は基本的に行わないこととしています。剥製や模型などで大きさや質感を感じてもらうなど、野生動物に接触したときと同じくらいの教育効果が得られる方法があれば、接触しない方法を取ることを基本としています。

ただし、その体験機会のみによって得られる保全教育の効果があり、かつ良好な動物福祉を確保していると市民動物園会議が判断した場合は実施できることとしています。

その判断の際は、野生動物との関わり方について誤解を招かない配慮がされており、その野生動物の野生下でみられる性質を失わせない方法であることを確認することとしています。

こうした判断手順を定めることにより、来園者や生物多様性に与える影響を慎重に検討していく考えを示しています。

また、野生動物か家畜かどうかに関わらず、動物の正確な情報を伝えるとともに、その動物種の存在は、生物多様性を考える上でかけがえのない生き物として大切にすることを趣旨から、動物に人に似せた姿や行動をさせないことや、動物の解説板などにおいて動物があたかも人と同じような感情を持って行動しているように表示しないことなどを定めています。

これらのことは、円山動物園の運営に従事する者のほか、円山動物園の中でイベント等を行う企業や団体等にも共通するルールとなります。

第1号関係

家畜とは異なり、野生動物は本来人間が触れることができない距離を保ち共生しています。中には、物理的に触れることができる動物がいるかもしれませんが、感染症や人間への危害等の安全衛生面、生物多様性の保全の観点からはむやみに触れるべきではありません。

動物園では、特に絶滅危惧種については、将来いつでも生息地に戻せるようそれぞれの野生動物がもつ「自然の性質」を失わないように努めています。そして、「自然の性質」を持った野生動物を来園者に見てもらい、野生動物について正しい情報や保全へのメッセージを伝えていくことが最も重要です。

飼育動物に触る体験をした来園者や人に慣れた飼育動物をみた人が、身の回りの野生動物に近づきすぎたり、餌付けをしてしまうなど野生動物との関わり方を誤ると、人間と動物のそれぞれの生活に悪影響を及ぼしたり、生態系をかく乱させ、多様性を損なうことにつながりかねません。

これらのことから、円山動物園においては、野生動物との距離感や保全のために何をすべきかを伝えていくために基本的に野生動物に直接触れる体験を行わないこととしました。

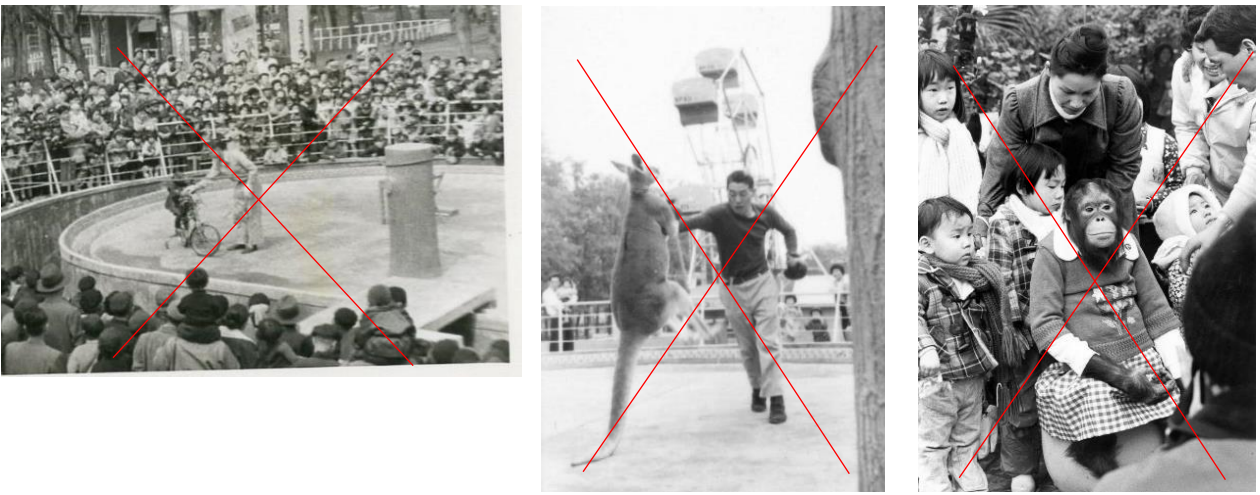
野生動物に直接接触れる体験の例（過去の円山動物園での事例）



第2号関係

動物の生態や生息環境等を伝える際に、例えば動物に服などを着用させることや自転車に乗せることは、その動物本来の生態にはないことであり、来園者に対し誤った認識を与えるおそれがあります。その動物の知能や身体的能力の高さを伝える目的だとしても、できるだけ生息地での生態等においてどのようにその能力が発揮されるかを見てもらえるような展示を目指すこととして、円山動物園の展示や教育活動においては、人と同じような姿や行動をさせないこととしています。

人と同じような姿や行動をさせる例（過去の円山動物園での事例）



第3号関係

第2号のように動物に人に似せた行動をさせるだけでなく、解説板や掲示物等に写真、イラスト、又は標本などを用いて、例えば「こんにちは」などと人の言語をしゃべらせ

ることはしないこととしています。

「動物の本来の生態とは異なること」を対象としているのは、ヒト（人間）と同じ行動を連想させるものであっても、動物の本来の生態であり、科学的にヒトと類似性のある行動だと確認されていることもあるからです。例えば、チンパンジーには、木の実を石などの硬い台の上で割るなど、道具を使うというヒトとの類似性が確認されています。

なお、ここでは、動物園職員が口頭で動物の解説をするときのことは含まれていませんが、口頭での解説においても誤った認識を与えないよう留意することとしています。例えば、生まれたばかりの動物を「赤ちゃん」と呼ぶことやその赤ちゃんを産んだメスの親を「お母さん」と呼ぶことは擬人的と思われる表現ですが、動物の血縁関係を表すもので、生物学的に共通する親子の関係性を表現したものです。動物の年齢や動物同士の関係性のみを伝えるものであれば、誤った認識を与えるわけではありませんが、円山動物園では、科学的知見がない中で人が持つ感情と同じように動物が感じていると誤解させるようなことがないようにしていきます。

また、本号は円山動物園のあらゆる表示物について対象としているわけではなく、動物の生態等を伝えるための展示や教育活動におけるルールであるため、園内で販売されている飲食物や土産品などで擬人的な表現をすることを妨げるものではありません。

動物の本来の生態とは異なることを、 人の姿、格好又は行動に当てはめて表示する例



第15条 施設の整備及び管理

- 1 市は、円山動物園の施設を整備する際には、生物多様性の保全及び良好な動物福祉の確保に資するよう留意しなければならない。
- 2 市は、円山動物園の施設管理に当たっては、飼育動物の安全の確保に万全を期するとともに、良好な動物福祉の確保が図られるよう留意しなければならない。

【解説】

市は、円山動物園の施設を整備する際には、この条例で動物園が実施することとしている野生動物の繁殖などの調査研究や展示・教育活動などが実施できる施設とするとともに、それらの取組が良好な動物福祉を確保しながら行うことができる施設となるよう留意することが定められています。

併せて、施設を管理する際にも飼育動物の安全や良好な動物福祉が確保できるよう留意することが定められており、施設の改修や新設の設計においては、こうした施設の管理を長期的に継続することができるよう施設整備に関する共通の認識を組織として保持することが重要となります。

第16条 危機管理

市は、飼育動物並びに利用者、職員及び円山動物園の周辺地域の住民その他の関係者（以下この条において「利用者等」という。）の安全に配慮し、自然災害、感染症、飼育動物の逸走その他の飼育動物又は利用者等の生命の危機を生じさせる事象について、これに対応するための計画を策定するとともに、当該計画を実施する体制を整備しなければならない。

【解説】

来園者、職員その他の関係者、及び飼育動物の安全を守るためには、事故等の防止、事故発生時の対策の2つの観点から計画的な準備を進めておく必要があります。また、重大事故発生時には、関係各所への連絡体制及び市民等への迅速な情報提供により、被害の拡大を最小限に抑えなければなりません。

これらに対応するための計画を立てるとともに、日頃の安全点検やシミュレーション訓練などを実施し、いざというときの体制を整えておかなければならないことを定めています。

第17条 連携

市は、円山動物園においてこの条例の趣旨に沿って事業を実施するため、円山動物園と国内外の政府、地方公共団体、大学等の研究機関、動物園その他動物園の活動に関連する機関等との間で積極的な連携及び協力が図られるよう取り組まなければならない。

【解説】

生物多様性の保全や動物福祉に関する課題を解決していくためには、世界的規模で共通している理念や基準にも対応しながら、国内外の専門家と強固なネットワークを形成する必要があります。

そのため、円山動物園は、最新の知見の共有や動物のブリーディングローン^{※18}などによる生息域外保全の促進、あるいは生息地の環境保全や動物保護の支援などを実現していくため、国内外の大学、研究機関、動物園その他の関係機関と協力関係を構築していくこととしています。特に、生息域外保全や生息域内保全を行うに当たっては、野外（フィールド）での調査を行う専門家や研究機関等とのつながりを持ち、野生での生息状況や生態等を踏まえた生息地調査や繁殖などを行うことが重要です。

※18 ブリーディングローン (breeding loan)

動物の繁殖を推進するため動物園が相互に動物を貸し出し、あるいは借り入れする契約をいう。動物の購入費がかからないことや、新しい血統の取り入れにより近親交配によって起こり得る遺伝的問題（環境対応力が弱い遺伝子が表れやすくなるなど）の発生を防ぐなどのメリットがある。

第18条 専門的知識を有する職員の確保等

- 1 市は、円山動物園においてこの条例の規定の趣旨に沿った動物の飼育管理等の業務を適切に実施するため、野生動物の診療、動物の飼育管理等に関し、専門的知識又は経験を有する職員を確保するよう努めなければならない。
- 2 市長は、円山動物園の職員の育成を図るため、研修の実施、研究及び発表の機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

飼育する動物に対して質の高い飼育管理や獣医療等を実施することは、良好な動物福祉を確保し、野生動物の保全を推進していくために必要不可欠です。そのため、円山動物園では、動物園学、生態学、生理学、栄養学、行動学、動物福祉学、獣医学、保全遺伝学^{※19}、保全医学^{※20}等、様々な専門知識を持つ人材を確保し、また、その人材の育成に

についても継続的に実施することが求められます。

特に、野生動物に対する衛生管理や疾病については、特殊な予防医学や適切な診療技術の確立、従事者等の研鑽が必要不可欠なことから、野生動物を診療できる獣医師を確保し、日本野生動物医学会認定専門医などの資格取得を奨励するなど、高度な獣医療体制を提供できるようにしなければなりません。

職員は新たな知識や技術の習得に努めることはもちろんのこと、動物園で得た知識や経験は、野生動物の保全を進める上で貴重な財産となることから、最新の科学的知見や情報を常に収集し、将来に引き継いでいくことを意識する必要があります。

※19 保全遺伝学

対象の種やその集団の存続に関わる問題を遺伝学的な観点から分析し、生物多様性の保全に活用する学際的な研究分野をいう。

※20 保全医学

人の健康、動物の健康、生態系の健康に関わる学際的な研究分野をいう。人の健康だけではなく、家畜を含む動物の健康、ひいては生態系そのものの健全化を、獣医学や医学のみならず経済学や政治学や社会学などの学際的協力の下で総合的に図るという考えに基づく。

第19条 公表等

- 1 市は、生物多様性の保全に関する取組その他の円山動物園の運営に関する状況についてインターネットの利用その他適切な方法によりその内容を公表するものとする。
- 2 市は、円山動物園の運営に当たっては、利用者、市民、事業者等からの意見を適切に反映するよう努めなければならない。

【解説】

動物園の活動を将来にわたって推進していくためには、この条例の基本理念に市民等との協働を掲げているように、円山動物園、市民、事業者、関係団体等と一緒にあって生物多様性の保全につながる行動をとっていくことが重要となります。

そのためには、円山動物園の活動を市民等に知っていただき、市民等の考えや要望を円山動物園が知り、共通の認識を持つ中で、課題解決や新たな取組を行っていくことが必要となります。本条は、それらの円山動物園の情報発信と情報収集によって市民等と情報共有を図ることについて規定しています。

第5章 動物園応援基金

第20条 寄附文化の醸成

市は、動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組（以下「野生動物の保全活動等」という。）に対する市民、事業者等による資金的支援が活発に行われ、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化が市民、事業者及び市との協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

【解説】

野生動物の保全活動や動物福祉の向上の取組には際限はなく、動物園の経営において動物園の活動に賛同する市民、事業者等の資金的支援はその取組を促進する大きな力となります。

その支援を受け促進された動物園の活動成果が、展示や教育活動などによって利用者に還元され、また、調査研究成果が国内外の動物園や大学等の保全活動等に活用され、それらの機関・団体の取組成果が札幌市内の動物園の活動の促進につながっていくことが期待されます。

こうした動物園の活動を支援する思いが、保全活動等の好循環を生む文化をつくっていくことを目指して本条を定めています。

市は、第21条動物園応援基金、第22条助成の仕組みのほか、動物園の野生動物の保全活動等の必要性や取組状況を情報発信し、動物園の活動への支援の輪を広げていきます。

第21条 動物園応援基金

市は、動物園の野生動物の保全活動等に係る寄附文化の醸成に資するとともに、動物園の野生動物の保全活動等の促進に資するため、別に条例で定めるところにより、動物園応援基金を設置する。

【解説】

第20条の寄附文化の醸成のために、動物園の保全活動等に賛同する人々からの資金的支援を長期にわたり積み立て、必要な時にその保全活動等に活用できるよう基金を設置しました。

基金の設置、管理及び処分に関して必要な事項は、札幌市基金条例で定めています。

集まった寄附金は、札幌市が運営する円山動物園の施設整備や動物の導入に係る費用に充て、野生動物の保全活動等の促進を図ります。また、第10条に基づく認定動物園に対し、野生動物の保全活動等に係る資金的な支援に活用していきます。

第22条 助成

- 1 市長は、前条の動物園応援基金を財源として、認定動物園に対し、野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができる。
- 2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、あらかじめ、市民動物園会議の意見を聴かなければならない。

【解説】

第21条により設置された基金の目的の一つとして、第10条に基づく認定動物園の野生動物の保全活動等に係る資金の助成を行うことができることを定めています。

また、その助成に当たっては、市民動物園会議が設置する専門部会において、助成金を交付する事業や経費の妥当性を審査することとしています。

第6章 市民動物園会議

第23条 市民動物園会議

- 1 動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、市民動物園会議を置く。
- 2 市民動物園会議は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (2) 市長の諮問に応じ、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (3) 市長の諮問に応じ、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べること。
 - (4) 市長の諮問に応じ、認定動物園の認定に関し意見を述べること。
 - (5) 市長の諮問に応じ、認定動物園に対する助成に関し意見を述べること。
- 3 前項各号に掲げる事務を行うほか、市民動物園会議は、必要があると認めるときは、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関する事項に関し市長に意見を述べることができる。
- 4 市民動物園会議は、委員10人以内をもってこれを組織する。
- 5 委員は、学識経験者、公募に応じた市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、市民動物園会議に臨時委員を置くことができる。
- 9 市民動物園会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 10 市民動物園会議は、その定めるところにより、部会の決議をもって市民動物園会議の決議とすることができる。
- 11 市民動物園会議の庶務は、環境局において行う。
- 12 前各項に定めるもののほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

第1項関係

市民動物園会議は、この条例が制定されるまでは円山動物園に関する運営方針の審議を担う札幌市の附属機関でした。この条例の制定により、市民動物園会議の設置根拠を札幌市附属機関設置条例からこの条例に移設しました。

今後は円山動物園の運営に関する調査審議のほか、市内の動物園に係る施策の審議を

加え、動物園における生物多様性の保全に関する施策の推進に関し必要な事項について調査審議等を行うことを目的としています。

第2項関係

具体的な役割について、第1号から第5号まで列挙し、基本的に市長から諮問を受けて審議等を行い、答申を行うこととしています。

第1号

(1) 市長の諮問に応じ、動物園に係る施策及び円山動物園の運営に関し調査審議し、及び意見を述べること。

この条例に基づく円山動物園の運営のほか、この条例の目的や理念を達成するために必要な札幌市における動物園に係る施策について調査審議します。動物園に係る施策には、第10条の札幌市認定動物園に関する施策やこの条例の見直しを行うことも含まれます。

第2号

(2) 市長の諮問に応じ、円山動物園の動物福祉規程の制定又は改正に関し調査審議し、及び意見を述べること。

第12条第3項の規定を受け、市民動物園会議の役割として明記しています。なお、動物福祉に関する知見や助言は専門性が高いことから、専門家による調査審議を行う部会を設けることとしています。

第3号

(3) 市長の諮問に応じ、円山動物園における飼育動物の良好な動物福祉の確保に関する取組について評価を行い、及び意見を述べること。

第8条第2項において、飼育動物の動物福祉の評価を行うことが規定されていることを受け、第12条第1項では、市は円山動物園において飼育動物の良好な動物福祉が確保されているかどうかについて、市民動物園会議の評価を受けることとしています。この号では、この評価のほか、市民動物園会議の役割は、円山動物園が動物福祉規程に基づいて取り組んでいるかどうかなど、実施方法等も含めて評価することを定めています。

第4号

(4) 市長の諮問に応じ、認定動物園の認定に関し意見を述べること。

第10条第2項の規定に基づき、認定動物園の認定にあたり、その申請者が認定要件を満たしているかどうかを市民動物園会議が審査することとしています。なお、この審査には動物園の活動に知見を有する専門家が必要であるため、その専門家による審査部会を設けることとしています。

第5号

(5) 市長の諮問に応じ、認定動物園に対する助成に関し意見を述べること。

第22条第2項に基づき、認定動物園に対する助成にあたり、その申請された事業や経費が、助成対象事業や経費に該当するかどうかなどを市民動物園会議が審査することとしています。なお、第4号と同様に、専門家による審査部会を設けることとしています。

第3項関係

第2項により市長の諮問があるときのほか、社会情勢の変化や動物園の活動に関する社会的問題が生じた場合など、市民動物園会議において調査審議等を行う必要がある場合は、動物園に係る施策（市内の動物園を含む施策）や円山動物園の運営について、会議において意見することや、提言をまとめ市長へ提出することなどが可能であることを定めています。

第4項関係

市民動物園会議の委員は10人以内で構成することを定めています。この人数には第8項により委嘱する臨時委員は含まれません。

第5項関係

委員の選任対象を例示しています。専門領域の学問に高い見識を持ち豊富な経験を有する学識経験者や公募で選任する委員に応募し所定の審査を経て選任された市民のほか、市長が委嘱期間における検討課題の審議に必要な者などを委員として委嘱することを定めています。

第6項関係

この条例が制定されるまでは、2年の任期でしたが、野生動物の保全活動等や認定動物園制度など長期的な取組を審議していくためには、同じ委員の視点による継続的な評価等が必要なため、この条例制定により市民動物園会議の位置付けを変更するとともに、任期についても改めています。

第7項関係

既に委嘱されている委員について、次の任期において再任されることが可能であることを定めています。ただし、札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱により、複数の附属機関において同一人を重複して委員に選任することや同一の附属機関における委員の在任期間には上限が設けられているため、その範囲内において選任されます。

第8項関係

社会情勢の変化や動物園の活動に関する社会的問題が生じた場合のほか、特定の分野や事象などについて、専門的に深く調査、審議又は審査する必要がある場合に、その調査等に知見を有する者を臨時委員として委嘱することが可能であることを定めています。

第9項関係

第2項第2号、第4号及び第5号その他市民動物園会議では十分に調査審議することができない又は現委員とは異なる第三者の視点が必要な場合などに、部会を設置することが可能であることを定めています。これにより、専門的又は客観的に調査審議等を行います。

第10項関係

第9項の部会を設置したときに、専門的な分野について迅速に意見等を決定する必要がある場合や専門家で構成する部会での結論を市民動物園会議で変更することが望ましくない場合などについては、部会の決議を市民動物園会議の決議として確定することが適当であるため、そうした運用を行うことができるよう定めています。

第11項関係

市民動物園会議の設置及び運営に係る事務処理などは、環境局（具体的には市民動物園会議を所管する円山動物園）が行うことを定めています。

第12項関係

この条例に定める事項のほか、市民動物園会議の組織及び運営に関し必要な事項の決定は、市長に委任することを定めています。

なお、本項に基づき市民動物園会議の委員長の役割、臨時委員の委嘱、会議の開催・採決方法、部会の設置などについては、市民動物園会議規則において定めています。

第7章 雑則

第24条 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この条例の施行に関し必要な事項については、市長が規則等で定めることを規定しています。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章、第3章、第22条並びに第23条第2項第4号及び第5号並びに附則第4条（札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）第8条の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める日から施行する。

(札幌市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表1 市長の項市民動物園会議の目を削る。

(札幌市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による改正前の札幌市附属機関設置条例別表1に規定する市民動物園会議（以下「旧市民動物園会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第23条第5項の規定により市民動物園会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日における旧市民動物園会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(札幌市基金条例の一部改正)

第4条 札幌市基金条例の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項に次の1号を加える。

(23)動物園応援基金（以下「動物園基金」という。） 動物園の野生動物の保全活動及び良好な動物福祉の確保に関する取組（以下「野生動物の保全活動等」という。）の促進に資する。

(2) 第4条中「及び新型コロナ対策支援基金」を「、新型コロナ対策支援基金及び動物園基金」に改める。

(3) 第8条に次の1項を加える。

13 動物園基金は、円山動物園及び認定動物園（札幌市動物園条例（令和4年条例第30号）第10条第1項に規定する認定動物園をいう。）における野生動物の保全活動等の促進に必要な場合において、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

この条例の施行期日を規定するとともに、附属機関である市民動物園会議の設置等やこの条例の目的を達成するための動物園応援基金を設置することに伴う関係条例の改正

内容を規定しています。

なお、施行期日については、札幌市が運営する円山動物園以外の市内の動物園に関する条文については、この条例の適用を受けようとする動物園の準備期間を設ける必要があることや第3章認定動物園に関する制度の検討期間が必要であることから、公布の日（令和4年6月6日）から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める日から施行することとしました。その後、認定動物園に関する制度の検討を経て、令和5年4月1日に全ての条文を施行しました。

札幌市動物園条例逐条解説

札幌市環境局円山動物園

〒064-0959 札幌市中央区宮ヶ丘 3 番地 1
電話 011-621-1426 FAX 011-621-1428

令和 6 年 3 月初版作成